

我商工発第31号
令和3年11月17日

会員各位

我孫子市商工会
会長 村越 孝一

年末調整個別指導開催について

謹啓 錦秋の候、各位におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、本年も年末調整の時期となり、納期の特例による源泉税の納付（後期分）が
令和4年1月20日までとなります。

つきましては、下記の日程により個別指導会を開催いたしますのでご利用下さい。

敬具

記

日 程	時 間	会 場
1月 11日 (火)	10時～15時30分	我孫子市商工会
12日 (水)	〃	〃
14日 (金)	〃	〃

なお、年内は12月23日（木）まで、新年は1月5日（水）より19日（水）まで、
（何れも9時～16時30分まで）商工会事務所にてご指導いたします。
また、不測の事態による日程・会場が変更になる場合もあります。
※ 納期限の特例適用者でない方は7日の午前中までにお越し下さい。

〈必要書類〉

- ☆源泉税納付書（税務署から決算書と同封で送付されたもの）、必ずご持参下さい。
- ☆前期分の納付書（令和3年7月に納付済みのもの）
- ☆1人別源泉徴収簿（月別支給額を一年分記入して下さい）、前年分もご用意下さい。
- ☆国民健康保険税、国民年金保険料等の金額がわかるもの。
- ☆小規模企業共済掛金、生命保険料、個人年金保険料、損害保険料等の証明書類。

〈マイナンバー制度に係る重要なお知らせ〉

提出関係書類にはマイナンバーの記載が義務付けられていますので、対象となる方々のマイナンバーは必ず分かるようにしておいて下さい。また、初めての方はマイナンバーの取扱について「特定個人情報の取扱いに関する委託契約書」の締結が必要となりますので、印鑑並びに依頼者（事業主）のマイナンバーを証明するものの写し（下記に掲げるいずれか）をご用意ください。

- ① マイナンバーカードの写し（両面）
- ② 通知カードの写し+運転免許証またはパスポートなど写真付のもの 写真付の証明書がない場合は、公的医療保険の被保険者証の写し、マイナンバー記載のない住民票など2種類
- ③ マイナンバーが記載された住民票の写し+運転免許証またはパスポート等写真付の証明書がない場合は、公的医療保険の被保険者証の写しなど2種類

お問い合わせ先：我孫子市商工会 TEL 04-7182-3131